

# 食品小売業を核とした連携型リサイクルループ構築の課題

## —愛知県を事例として—

三重大学・内山智裕

平成 19 年 12 月に施行された改正食品リサイクル法は、食品再生利用の取り組みが遅れている食品小売業に対し、取り組みの強化を促すものとなっている。具体的には、食品小売業の再生利用等実施率を平成 17 年度実績値 31%から平成 24 年度に 45%まで引き上げることが目標として掲げられている。また、目標値の達成のために各企業が毎年 1～2%ずつ実施率を積み増すことも義務化された。

食品小売業が食品リサイクルを推進するためには、発生抑制や減量に加え、肥料化・飼料化・油脂化・メタン化といった再生利用が必要となるが、再生利用の用途として最も多いのが肥料化であり、平成 17 年には再生利用の 51%を占めている。ただし、食品小売業由来の肥料には、成分の不安定性や塩分・油脂分が農作物の生育に悪影響を与える懸念などがあり、生成した肥料の利用先確保、利用拡大に向けた障害となっている。そのため、改正食品リサイクル法では、食品循環資源の収集運搬にかかる規制を緩和することで、食品循環資源を肥料化（飼料化）し、その肥料（飼料）を活用して生産した農（畜）産物を排出源の食品小売業で販売する「リサイクルループ」の構築を推進することが謳われている。

本報告で取り上げる食品小売業ユニー株式会社（本社：愛知県）は、廃棄物処理業者や J A あいち経済連、J A あいち海部などと連携して食品循環資源の肥料化や生成肥料を活用した農産物の店舗での販売といった取り組みを行っており、食料・農業・農村白書に「食品リサイクルを地産池消にむすびつけている事例」として取り上げられるなど、食品小売業におけるリサイクルループの先進的な取り組みとして位置づけられている。一方、同社の取り組みでも内山・長屋（2008）が取り上げた他県の事例では廃棄物処理業者が農業生産に進出しており、また他の小売業者は直営型の農業法人立ち上げによるリサイクルループ構築を表明するなど（日本経済新聞 2008）、リサイクルループ構築には多様な類型が生まれるものと考えられる。

そこで本報告では、ユニー（株）の取り組みを連携型リサイクルループと位置づけ、その構築に向けた課題を、主に肥料ユーザーかつ農産物販売者である農業生産者の視点から明らかにする。分析結果からは、先進事例とされる本事例においても、肥料のさらなる活用を図るためには、1) 対象品目の拡大に向けた小売業社内の取り組みの強化、2) 肥料を活用する農業生産者の拡大に向けた生産者団体（J A の部会など）での合意形成、3) 生産された農産物の販売方法の変更、といった改革が不可避であることが明らかとなった。

<文献> 内山智裕・長屋祐一「資源循環視点からの企業の農業参入の現状と課題—食品リサイクル法改正による参入促進の可能性—、『農林業問題研究』44(1), pp.204-209., 2008 年 6 月.

「セブン&アイ、農業参入」日本経済新聞朝刊 2008 年 6 月 19 日、1 面